

## 固定式刺し網漁業の許可等の取扱方針

平成 14 年 12 月 25 日制定

### (趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する固定式刺し網漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

### (適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所地を有する者に適用する。

### (制限措置の内容)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 のとおりとする。

### (許可の基準)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項（規則第 11 条第 5 項）に定める許可の基準は、別表 2 のとおりとする。

### (条件)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項（規則第 13 条第 1 項）に規定する条件は、別表 3 のとおりとする。

### (許可の有効期間)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項（規則第 15 条第 1 項第 2 号）に規定する許可の有効期間は、3 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

### (資源管理の状況等の報告)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項（規則第 21 条）に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 9 第 1 項の例により、提出するものとする。

### (起業の認可の有効期間)

第 8 法第 58 条において読み替えて準用する同法第 39 条第 2 項（規則第 7 条第 2 項）に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から 10 か月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

(許可等の申請等)

第9 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条(規則第16条)の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条(規則第17条)の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項(規則第18条第2項)の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条(規則第19条第1項)の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による許可証の書換え交付(規則第27条)及び許可証の再交付(規則第28条)を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

#### 附 則

- 1 この方針は、平成14年12月25日から施行する。
- 2 海面許可漁業の許可等の取扱方針(平成6年2月1日施行)の本漁業に係る取扱いについては、廃止する。
- 3 この方針の施行の際、現に効力を有する漁業の許可等については、当該許可等の有効期間内に限り、なお、従前の例による。
- 4 平成16年1月26日一部改正。
- 5 平成21年5月28日一部改正。
- 6 平成22年3月12日一部改正。ただし、改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 平成30年5月31日一部改正。ただし、改正規定は、平成30年8月1日から施行する。
- 8 令和3年7月27日一部改正。

別表 1

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
固定式刺し網漁業	アイナメ等	刺し網	岩手県 沖合海面	1月1日から 12月31日まで	制限なし	20トン未満	手内住をす 岩県に所有者	—

別表 2

優先順位	基準
第 1 位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業の許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 2 位	第 1 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 3 位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業以外の漁船漁業※の許可を受有し、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 4 位	本漁業以外の漁船漁業※の許可を受有する者のうち、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 5 位	第 4 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 6 位	岩手県の漁船登録を受けた漁船の使用者として登録され、漁業の水揚実績を有する者
第 7 位	第 1 ～ 6 位に該当しない者
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 位に該当する者が許可枠を超えた場合は、水揚実績の多い順とし、同位の場合は生年月日の若い順、更に同位の場合にはくじ引きとする。</li> <li>・ 第 2 ～ 7 位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。更に同順位の場合は、くじ引きとする。</li> <li>・ 第 1 ～ 5 位の「許可を受有する者」とは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日に許可を受有する者とする。</li> </ul>

※漁船漁業：岩手県知事が許可する中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業、火光利用敷網漁業、すくい網漁業、いか釣り漁業、かご漁業、さけはえ縄漁業及びいるか突棒漁業

別表 3

漁業種類	条件
固定式刺し網漁業	<p>ア 第2種共同漁業の漁場の免許区域内の海域においては、操業してはならない。</p> <p>イ 水深400メートル以浅の海域においては、めぬけの採捕を目的として操業してはならない。</p> <p>ウ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の別表第4に規定する沖合底びき網漁業の禁止区域以外の海域においては、けがにの採捕を目的として操業してはならない。</p> <p>エ さけ、ます、雌のけがに及び甲長8センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。</p> <p>オ 毎年4月1日から11月30日までの間、けがにを採捕してはならない。</p> <p>カ 毎年10月1日から12月15日までの間、網目の大きさと鉛直方向における網目の数を掛けた長さが5メートルを超える刺し網を使用してはならない。</p> <p>キ 刺し網の長さ（仕立て上がりの状態における浮子網の長さをいう。）の合計が1,800メートルを超えて刺し網を船内に積み込んではいない。</p> <p>ク 刺し網は、沈子網を海底につけて敷設しなければならない。</p> <p>ケ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</p>